

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所  
整備運営事業に係る  
客観的な評価の結果

令和8年3月

鳥取市

## 目次

第1	事業概要	3
1	事業内容等に関する事項	3
第2	事業者選定方法	4
1	選定の経過等	4
第3	選定委員会の設置	5
1	委員構成	5
2	開催内容	5
第4	審査の方法	6
1	審査の流れ	6
2	技術提案に係る審査の配点	6
第5	審査の結果	7
1	参加資格に係る審査	7
2	技術提案に係る審査	7
第6	優先交渉権者の決定	8
第7	事業契約の締結	8
第8	客観的な評価の結果	8
第9	選定委員会の審査講評	8

## 第1 事業概要

### 1 事業内容等に関する事項

(1) 事業名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所（以下「本施設」という。）

(3) 事業場所

鳥取市佐治町大井地内

(4) 事業目的

本事業は、鳥取市（以下「市」という。）が推進するカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの一環として、千代川水系佐治川において小水力発電設備を整備するものであり、地域の豊かな自然資源を活用して発電した電力を地域で自家消費するエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの導入推進、脱炭素社会実現への貢献等を通じて地域振興と持続可能なまちづくりを図るものである。

(5) 事業概要

本事業は、民間事業者の持つ技術能力や資金を活用する方式を導入し、民間事業者の資金により本施設の設計及び建設を行い、本施設を民間事業者が所有し、長期的、効率的、安定的かつ安全に発電事業を行うために運営管理及び維持管理を行い、市の脱炭素先行地域の取組を推進するものである。

本事業の実施にあたっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づいて行う。

(6) 事業方式

PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、市から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施する BOO (Build-Own-Operate) 方式により行う。

(7) 事業期間

事業契約締結から令和31年3月31日までとする。ただし、本施設の建設作業が合理的な理由で遅延した場合には、市が事業契約期間を本施設供用開始から20年までとすることを認めることがある。

## 第2 事業者選定方法

本事業を実施する事業者には、本施設の設計、建設、運営、維持管理等の各業務を一体のものとし、専門的な能力とノウハウ、効率的かつ効果的な事業実施が求められる。このため、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザルにより実施した。

### 1 選定の経過等

日程	内容
令和7年12月19日	実施方針の公表 特定事業の選定の公表
令和7年12月19日～12月25日	実施方針に関する質問受付
令和8年1月5日	募集要項等の公表
令和8年1月5日～1月14日	募集要項等に関する質問受付 (参加資格に関する質問受付は1月13日まで)
令和8年1月13日～1月16日	参加資格審査書類の受付
令和8年1月19日	参加資格審査結果の通知
令和8年1月19日～1月30日	提案書類の受付
令和8年2月3日	選定委員会の開催
令和8年2月9日	優先交渉権者の決定・公表
令和8年3月5日	基本協定書の締結
令和8年3月19日	事業契約書の締結

### 第3 選定委員会の設置

事業者の選定にあたり、有識者等で構成した鳥取市佐治町佐治川小水力発電事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

#### 1 委員構成

区分	所属
外部委員	公立学校法人公立鳥取環境大学環境学部 准教授
外部委員	鳥取県企業局工務課 課長補佐
内部委員	鳥取市佐治町総合支所 支所長
内部委員	鳥取市企業立地・支援課 参事
内部委員	鳥取市スマートエネルギータウン推進室 室長

#### 2 開催内容

日程	内容
令和7年12月19日 ～令和8年1月30日	書面会議 ・実施方針の確認 ・事業者選定に係る審査方法、得点化方法 ・募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、基本協 定書（案）、事業契約書（案））の確認
令和8年2月3日	選定委員会 ・事業者による提案内容のプレゼンテーション ・事業者に対するヒアリング ・提案書類審査 ・最優秀提案者（優先交渉権者）の選定

## 第4 審査の方法

### 1 審査の流れ

優先交渉権者の選定は、募集要項等で公表した事業者選定基準に則し、参加資格に係る審査及び技術提案に係る審査の2段階に分けて実施した。

参加資格に係る審査においては、参加資格確認書に基づき、応募者が募集要項において示す参加資格要件を満たしているか否かについて市が審査した。

技術提案に係る審査においては、提案内容に関する応募者による発表及び応募者に対するヒアリングを実施し、評価項目に従い提案内容を選定委員会において審査した。

### 2 技術提案に係る審査の配点

技術提案に係る審査は、提案内容及び募集要項等で公表した要求水準を満たしているか否かなど、総合評価により実施した。

評価項目及び配点は、市が本事業に期待する事項の必要性及び重要性を考慮し、下記のとおり設定した。

評価項目	配点(委員1人あたり)
企業実績	30点
同種事業の整備実績	10点
地域密着度	10点
地域還元活動の実績	10点
技術提案	70点
事業実施に関する事項	20点
施設整備に関する事項	25点
運営・維持管理に関する事項	10点
地域還元に関する事項	15点
合計	100点

## 第5 審査の結果

### 1 参加資格に係る審査

次の1グループから参加表明書等の提出があり、市が募集要項に記載の参加資格要件を満たしていることを確認し、選定委員会に報告した。

グループ名	代表企業、構成員等
もりみず・とりぎん小水力開発グループ	代表企業 株式会社森とみずのちから 構成員 株式会社鳥取銀行

### 2 技術提案に係る審査

#### (1) 提案書類の確認

参加資格に係る審査を通過した1グループから提案書類の提出があり、市は提出書類に不備がないことを確認し、選定委員会に報告した。

#### (2) 技術提案の評価

選定委員会は、提案書類に記載された内容について審査を行い、評価項目ごとに点数化を行った。また、技術提案の評価においては、選定委員会に対する応募者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む）により、提案内容を確認した。

評価項目		もりみず・とりぎん 小水力開発グループ
同種事業の整備実績	(50点満点)	30点
地域密着度	(50点満点)	30点
地域還元活動の実績	(50点満点)	32点
事業実施に関する事項	(100点満点)	64点
施設整備に関する事項	(125点満点)	90点
運営・維持管理に関する事項	(50点満点)	32点
地域還元に関する事項	(75点満点)	48点
評価点の合計	(500点満点)	326点

※評価点の合計が満点の5割に満たない場合は、最優秀提案の対象としない。

#### (3) 最優秀提案者の選定

技術提案の評価結果により、選定委員会は、もりみず・とりぎん小水力開発グループを最優秀提案者として選定した。

## 第6 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会による技術提案に係る審査の結果をもとに、もりみず・とりぎん小水力開発グループを優先交渉権者として決定した。

## 第7 事業契約の締結

市は、契約内容の協議を経て、令和8年3月19日に、本事業の実施を目的として、もりみず・とりぎん小水力開発グループにより設立された特別目的会社「さじがわ小水力発電株式会社」と事業契約を締結した。

## 第8 客観的な評価の結果

本事業について、市自らが実施する場合とPFI事業として実施する場合の定性的な評価として「民間ノウハウの活用」「リスク管理」「事業の安定性・継続性」の点において、PFI事業として実施する場合の方が優位性は高いと評価した。

本事業は、PFI事業（BOO方式（Build Own and Operate））で実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業遂行に係る専門的なノウハウが活用されると見込まれる。

## 第9 選定委員会の審査講評

選定委員会における審査講評は次のとおり。

事業の実施にあたり、もりみず・とりぎん小水力開発グループと市とのお互いの経験とノウハウを十分に生かした良好なパートナーシップのもと、同グループにおいては、佐治川小水力発電所整備運営において、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの地産地消、脱炭素社会実現への貢献等を通じて、地域振興と持続可能なまちづくりに尽力されるよう期待する。

具体的な提案内容を確実に実行していただくとともに、本事業をより良いものとするため、事業実施にあたっては、地域との友好な関係性を築いて事業を進めていただきたい。また、事業実施場所の千代川水系佐治川は、令和5年度の大雨等による水害の被災場所であるため、リスク対応等への十分な体制づくりについての配慮をいただきたい。